

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ステークホルダーの皆様からの信頼に応えるため、企業の社会的責任を自覚し、経営の透明性、健全性及び効率性を確保して、環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる経営体制を構築するとともに、適時適切な情報開示と説明責任を果たすことで、企業価値を継続的に高めていくことを、コーポレートガバナンスの基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ヤマダ電機	30,000,000	51.73
株式会社ティーケービー	1,290,000	2.22
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCT E PSMPJ	568,200	0.98
ハイラインズ日中アライアンス1号匿名組合	511,000	0.88
日本証券金融株式会社	463,900	0.80
大塚 春雄	453,800	0.78
株式会社ききょう企画	430,666	0.74
羽根 正哲	368,400	0.64
芳賀 文男	349,100	0.60
徳原 榮輔	273,200	0.47

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無 更新

株式会社ヤマダ電機 (上場:東京) (コード) 9831

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	4 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は上場会社として一定の独立性を確保し、親会社である株式会社ヤマダ電機及び同社グループ各社との取引においても、一般の取引と同様に市場価格やその他の条件を十分に勘案し、少数株主に不利益を与えることのないように対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

株式会社ヤマダ電機は当社の議決権の51.74%を保有しており、同社の経営方針が当社の事業活動や経営判断において影響を与える可能性があります。2019年12月12日付で当社が同社との間で締結した資本提携契約において、当社がいずれのグループにも属さない独立系の事業体としてビジネスモデルを進化させてきたことを踏まえ、事業の維持、発展のために当社の独立性が尊重されるべきものであるとの方針が示されております。当社は、かかる方針を踏まえ、当社の独立性は確保されているものと考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
阿南 剛	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿南 剛	○	潮見坂総合法律事務所パートナー	弁護士として培ってきた高度な専門的知識と企業法務に関する豊富な経験を有しており、また、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業統治に関する見識を有していることから、当社取締役会において、意思決定の妥当性・適法性を確保すべく適切な助言・提言をいただくため。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	0	2	1	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	0	2	1	0	0	社外取締役

補足説明 更新

指名報酬諮問委員会は、役員の人事や報酬等に関する決定プロセスにおいて、独立性及び客観性を確保し、コーポレートガバナンス体制のより一層の強化を図ることを目的として設置しており、委員長は独立社外取締役とし、委員は独立社外取締役及び代表取締役より構成しております。また、監査役はオブザーバーとして出席できるものとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、代表取締役社長の直轄組織として内部監査室を設置し、監査計画に基づいて内部監査を実施しております。監査結果は速やかに代表取締役社長に報告し、必要に応じて関係役員等にも報告して情報共有を図っております。また、定期的に常勤監査役への監査報告会を実施しております。さらに、会計監査人に適宜報告し、適切なアドバイスを受けております。

監査役会は3名(うち社外監査役2名)で構成され、各監査役は取締役会に出席して取締役の職務執行を監査するとともに、必要に応じて公正な意見陳述を行います。常勤監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。また、内部監査室、監査法人と定期的に情報交換を行うなど有機的に連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
黒田 克司	公認会計士													
江藤 真理子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒田 克司	○	ユニデンホールディングス株式会社社外監査役 生命保険契約者保護機構監事 株式会社東京証券取引所社外監査役 一般社団法人Baker Tilly Japan理事長 監査法人日本橋事務所名誉理事長 学校法人中央大学監事 株式会社東京商品取引所社外監査役	公認会計士としての高度な専門的知識と各種法人での豊富な役員経験を有しており、当社経営の透明性確保において、適切な助言・提言をいただくため。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定。
江藤 真理子	○	TMI総合法律事務所パートナー スターゼン株式会社社外監査役	弁護士として培ってきた高度な専門的知識と企業法務に関する豊富な経験を有しており、当社取締役会において、意思決定の妥当性・適法性を確保すべく適切な助言・提言をいただくため。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定。

独立性を有する独立役員は、金融商品取引所の定める独立性基準を満たすことを前提として、取締役会全体としての企業経営に係る知識・経験・能力のバランス及び多様性を鑑み、経営の監督に必要なスキルを有する者としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員賞与は、当該事業年度の経常利益に連動。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、あわせて当社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を喚起することにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストック・オプション報酬制度を導入しております。

2019年3月31日開催の第48回定時株主総会において、ストック・オプション報酬として、各事業年度において3,500個(新株予約権の目的である株式の数350,000株)を上限として新株予約権を付与すること等について承認を得ておりますが、現時点で付与は行っておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年4月期に報酬等を支給した取締役(監査等委員である取締役を除く)は9名(うち社外取締役4名)であり、その報酬等の総額は53百万円(うち社外取締役は19百万円)です。

2020年4月期に報酬等を支給した監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役2名)であり、その報酬等の総額は5百万円(うち社外取締役は2百万円)です。

2020年4月期に報酬等を支給した監査役は3名(うち社外監査役2名)であり、その報酬等の総額は26百万円(うち社外監査役は13百万円)です。なお、当社は2019年3月31日開催の第48回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行して

ありますが、上記の報酬等の額には、同株主総会終結の時をもって退任した2名の監査等委員でない取締役及び3名の監査等委員である取締役に対する支給額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬の額は、株主総会において承認された報酬額の限度内において、取締役については、独立社外取締役及び代表取締役社長からなる指名報酬諮問委員会の諮問事項としており、取締役会で決定しております。また、監査役については、監査役の協議において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役に關しては、コーポレートガバナンスに關する業務を所管する部署が情報伝達や資料提供等のサポートを行います。社外監査役に關しては、常勤監査役が監査情報、監査資料等を随時提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、経営の監視及び監査機能の強化を目的として、社外取締役を選任しております。また、意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離し、迅速な意思決定と業務執行責任を明確にするために執行役員制度を採用しております。

取締役会は、社外取締役1名を含む計9名(男性8名、女性1名)で構成し、原則として毎月1回以上定時開催するほか必要に応じて随時開催します。取締役会は、法令、定款で定められている事項及び経営に関する重要事項の審議・決定を行います。また、取締役の職務執行の監督及び執行役員の業務執行のモニタリング等により、適法性及び効率性の確保に努めております。なお、各事業年度における取締役の経営責任を明確にし、環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、取締役の任期を1年としております。

役員候補の指名、取締役の報酬については、独立社外取締役及び代表取締役社長からなる指名報酬諮問委員会の諮問事項としており、独立性及び客観性を確保しております。

監査役会は、社外監査役2名を含む計3名(男性2名、女性1名)により構成し、原則として毎月1回以上定時開催するほか必要に応じて随時開催します。各監査役は取締役会のほかの重要な会議体に出席し、取締役の職務執行の監査を行います。また、会計監査人、内部監査部門及びコンプライアンス・リスク管理部門と定期的な会合や情報交換を行うなど、緊密に連携して実効性のある監査に努めております。

会計監査人は、当社とは利害関係のない有限責任開花監査法人を選任し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

さらに、複数の弁護士事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じて適宜適切に助言等を受けられる体制としております。

なお、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、経営に対する監督機能を強化するために、豊富な経験を有する社外取締役を1名、また、透明で公正な監査を行うために、独立性と専門知識を有する社外監査役を2名、それぞれ選任しております。このように取締役会の監督機能と監査役(監査役会)の監査機能が有効に働き、コーポレートガバナンスを実効性あるものとするために、現行の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年7月の第49回定時株主総会においては、法定期日(株主総会開催日の2週間前)に発送いたしました。 また、書面発送に先立ち、金融商品取引所及び当社のウェブサイトに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	決算日を4月30日としているため、定時株主総会は7月に開催し、集中日を回避しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、「情報開示の基本方針」、「情報開示の基準」、「情報開示の方法」、「沈黙期間」及び「将来の見通しについて」からなるディスクロージャーポリシーを策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。 URL: http://www.idc-otsuka.jp/company/ir/disclosure_policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2019年5月に、2020年4月期の事業計画説明会を開催しました。代表取締役社長から国内及び海外施策について説明いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにおいて、決算情報、決算以外の適時開示資料、任意開示資料、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書、株主総会の招集通知などを掲載しております。 日本語ウェブサイト: http://www.idc-otsuka.jp/company/ir/ir.html 英語ウェブサイト: http://www.idc-otsuka.jp/company/e-ir/e-ir.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室にてIR機能を担っております。	
その他	決算説明会の他に、国内外機関投資家との個別ミーティングを行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「お客様第一の精神」、「お取引先との共存共栄」、「株主・投資家様への適時開示」、「地域・社会との連携と協調」、「社員相互の理解と信頼」を基本とする社内規程「企業行動基準」を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社内規程「企業行動基準」、「適時開示規程」を定めるとともに、ディスクロージャーポリシーを当社ウェブサイトにて公表しております。
その他	2020年4月期末において、全社員(他社からの出向者を含み、役員、執行役員及び他社からの出向者を除く)のうち女性割合は34.2%(345名)、2020年7月末時点において、役員(取締役・監査役)のうち女性割合は16.7%(全12名中2名)となっております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社における「内部統制システムの基本方針」は、以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 役職員は、大塚家具グループの企業行動基準に基づき、法令及び社内規程等の遵守はもとより、社会規範を尊重し、企業の社会的責任を十分に認識して良識ある事業運営及び職務の遂行を心掛けるものとする。当社は、役職員全員に企業行動基準小冊子と内部統制・コンプライアンスハンドブックを配布して遵守を徹底する。
 - (2) 当社は、コンプライアンスに違反する行為等を未然に防止するために、内部通報窓口を設置する。内部通報窓口において通報を受け付けたときは、コンプライアンス・リスク管理委員会(以下、「CR委員会」という。)において迅速かつ適切に調査し、コンプライアンスに違反する事実を確認したときは、是正措置及び再発防止策を実施する。
 - (3) 当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能を強化し、かつ経営の客観性を確保するために、株主総会の選任により社外取締役を設置する。
 - (4) 当社は、役員の指名及び取締役の報酬に関する重要事項の検討を行い、その結果を取締役に答申する指名報酬諮問委員会を設置する。
 - (5) 監査役は、取締役の職務執行を監査するために、必要な範囲で取締役会以外の重要な会議体にオブザーバーとして出席することができる。
 - (6) 内部監査部門は、内部監査規程、内部統制規程及び監査計画に基づき、業務監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、監査の結果は、代表取締役社長及び監査役のみならず、指定された関連部署の長にも伝達して監査情報を共有する。監査対象部署に指摘事項等が発見された場合は、是正を指示し、その是正状況を確認する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報並びにこれを記録した文書及び電磁的記録等は、法令、定款、文書保存規程、機密情報管理規程、稟議規程等に基づき適切に保存及び管理する。
- (2) 取締役及び監査役は、取締役の職務執行に係る情報を随時閲覧又は聴取できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、損失の危険の管理に関する規程として、リスク管理規程、コンプライアンス・リスク管理委員会規程、内部通報規程、投資委員会規程、インサイダー取引管理規程、情報システムセキュリティ規程、個人情報保護規程等を制定し、各規程を適切に運用する。
- (2) CR委員会は、会社が直面する又は将来直面する可能性のあるコンプライアンスに関する問題、企業価値や事業運営に重大な影響を及ぼす緊急事態に対して、迅速かつ適切に対策を決定して実施し、その実施状況を確認するとともに再発防止策を速やかに講じる。また、CR委員会が必要と判断した事項は、代表取締役社長へ報告又は決裁を仰ぎ迅速に対応する。CR委員会の委員長は、コンプライアンス・リスク管理を担当する執行役員とする。
- (3) リスク管理を所管する部署は、業務遂行の適正性を管理するとともに、リスクの発生を未然に防止する組織横断的なリスク管理を行い、その有効性を定期的に評価する。
- (4) 大災害等の緊急事態が発生した場合、当社は、事業を継続するにあたり、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損失を最小限に止めるための対策を迅速かつ的確に決定し実行する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は原則として毎月一回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める重要事項を決議する。また、取締役の職務執行を監督する。
- (2) 代表取締役社長の諮問により経営に関する重要事項の立案、調査及び検討を行い、その結果を答申する諮問委員会を設置する。
- (3) 執行役員制度に基づき、経営の意思決定機能及び監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を強化して、効率的に職務を執行する。

5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社ならびに子会社の役職員は、大塚家具グループの企業行動基準及び業務の適正を確保するために必要な諸規程を遵守するものとする。子会社の内部統制システムは、原則として子会社が自主的に整備するものとし、必要に応じて当社に助言を求める。
- (2) 子会社を所管する部署の長は適宜、当社の内部監査部門に業務監査の実施を指示し、その結果を取締役会及び監査役に報告する。
- (3) 子会社の役職員は、大塚家具グループに著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、直ちに、当社の子会社を所管する部署の長、又は内部通報の受付窓口を通じてCR委員会に報告するものとし、CR委員会は、対応を協議し迅速に対処する。
- (4) 子会社を所管する部署の長は、効率的なグループ経営を推進するため、必要ある場合は子会社との会議を開催して情報交換を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項、その取締役

及び使用人の取締役(当該取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びにその取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役が職務を補助する役職員を求めた場合、当社は、必要な役職員を配置する。
- (2) 監査役の職務を補助する役職員は、その職務にある期間は、当該監査役以外の役職員からの指揮命令は受けない。また、当該役職員の当該期間における人事考課等については、監査役会の意見を尊重する。
- (3) 監査役の職務を補助する役職員は、監査役が必要と認めた場合に限り、監査役と共に、取締役会その他の重要な会議体に出席することができる。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 役職員は、社内外からの情報により、当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、直接又はリスク管理を所管する部署を通じて当該事実を監査役に報告する。
- (2) リスク管理を所管する部署の長及び内部監査部門の長は、定例で監査役とのミーティングを開催し、リスク管理の状況、業務監査の結果及び内部統制の運用状況の評価等について報告する。
- (3) 監査役は、いつでも役職員に対して報告を求め、関連する資料を徴求することができる。

8. 子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- (1) 子会社の役職員は、子会社に著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、当該事実を子会社を所管する部署の長に報告する。
- (2) 子会社を所管する部署の長は、子会社の役職員から報告を受けた事項について、すみやかに当社の監査役に報告するものとする。

9. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役に報告をした者について報告の事実及び報告内容を秘匿し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨、関連規程において明記する。
- (2) 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から職務の執行について生ずる費用の前払又は償還、負担した債務の弁済を求められた場合には、当該費用等が明らかに監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これに応じる。

11. 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2) 監査役は、会計監査人、リスク管理を所管する部署の長、内部監査部門の長及び子会社を所管する部署の長等との連携を密にし、効率的に監査を実施する。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に準拠した内部統制システムの整備、運用及び評価を行う指針として内部統制規程を制定する。
- (2) 当社は、構築した内部統制システムの整備状況及び運用状況を評価した上で、適宜、必要な是正を行って内部統制システムを適正に機能させることにより、財務報告の信頼性を確保する。

13. 反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 当社は、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織又は団体とは関わりをもたず、毅然とした態度で臨み、これらの脅威に屈しないことを基本方針とし企業行動基準に定める。
- (2) 当社は、反社会的勢力の排除に関し、企業行動基準に基本的な考え方を示し役職員全員に周知徹底を図るとともに、対応マニュアルを整備し、警察や顧問弁護士等と連携して組織全体として対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織又は団体とは関わりをもたず、毅然とした態度で臨み、これらの脅威に屈しないことを基本方針とし企業行動基準に定めております。
2. 当社は、反社会的勢力の排除に関し、企業行動基準に基本的な考え方を示し役職員全員に周知徹底を図るとともに、対応マニュアルを整備し、警察や顧問弁護士等と連携して組織全体として対応しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

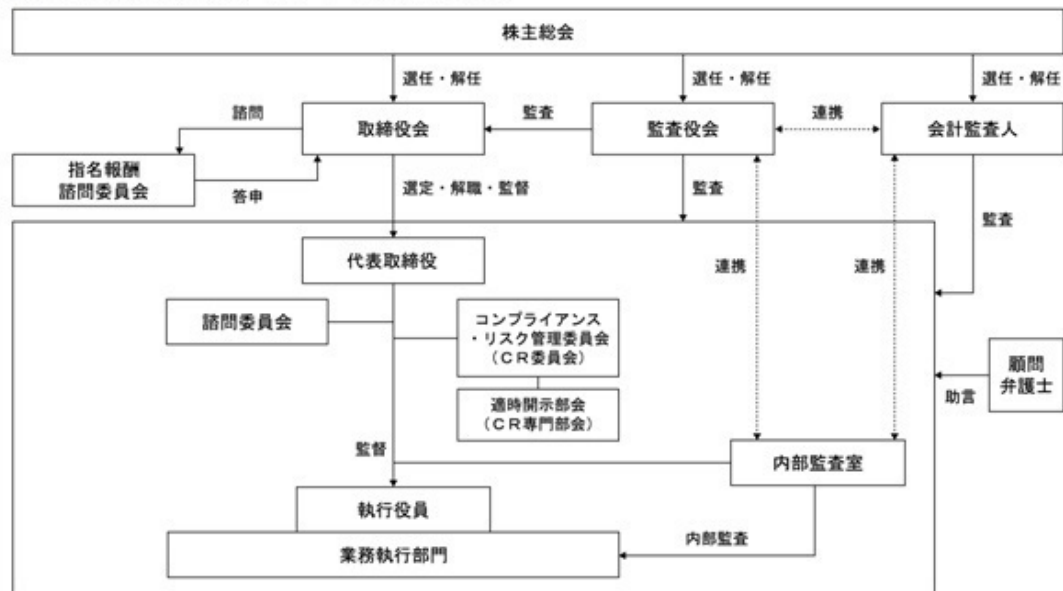
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る社内体制の状況

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりであります。

- 重要な会社情報の適時開示に関する諸事項を審議又は決議するために、コンプライアンス・リスク管理委員会(以下「CR委員会」という。)の専門部会として適時開示部会を常設する。
- 適時開示部会の構成員は、以下の各号に掲げるとおりとする。
 - 1) 部会長: 適時開示を所管する部署の長
 - 2) 副部会長: 部会長が任命する者
 - 3) 部会員: 部会長又は副部会長が任命する若干名の者
- 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び各部署の責任者は、以下の各号に掲げる情報を得た場合、もれなく直ちに適時開示部会の部会長に報告する。
 - 1) 開示義務情報(検討中又は未決定の事項を含む)
 - 2) 開示を要する可能性のある情報、又は開示の要否について判断しかねる情報
- 報告を受けた適時開示部会の部会長は、適時開示部会を開催する。適時開示部会は、当該情報を検討した上で、開示を要する可能性があるものについては適時開示案を作成し、CR委員会の委員長(以下「CR委員長」という。)へ報告する。
- CR委員会は、適時開示案について、適時開示の要否及び内容をすみやかに審議又は決議し、結果を適時開示部会へ示達する。CR委員会にて審議又は決議した適時開示案は、原則として代表取締役社長又は取締役会へ報告、又は決裁もしくは決議を仰ぎ、その承認を得た上でCR委員会より適時開示部会に示達する。
- 開示方法は、金融商品取引所の定める方法に則り行う。
- 適時開示部会の部会事務局は適時開示を所管する部署とし、適時開示部会の議事録作成、問い合わせ対応及びその他資料の保管業務等を行う。なお、TDnetへの登録については、財務会計を所管する部署で行う。
- CR委員会及び適時開示部会の構成員又は開示案件に関与した者は、CR委員長の許可なく自己の知り得た会議の内容及び情報等について、その重要事実が公表される前に他に漏洩してはならない。なお、公表後といえども、公表された内容以外については他に漏洩してはならない。
- 適時開示部会の部会長は、開示業務が完了した時点ですみやかにCR委員会へ報告する。報告を受けたCR委員会は、すみやかに代表取締役社長へ報告する。
 - 1) コンプライアンス・リスク管理委員会とは、経営及び業務執行の健全かつ適切な運営を推進するために置き、委員長はコンプライアンス・リスク管理担当執行役員とし、委員は、コンプライアンス推進及びリスク管理を所管する部署の長、情報管理を担当する執行役員、総務を所管する部署の長、人事を所管する部署の長、広報を所管する部署の長、適時開示を所管する部署の長、財務会計を所管する部署の長、内部監査を所管する部署の長、並びに法務担当の責任者をもって構成する。また、常勤監査役はオブザーバーとして出席することができる。

【 内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制 】



【 適時開示体制 】

